





つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年10月22日(金) 号 外(第12号)

■ 目 次

~~:

選挙管理委員会告示

- ○群馬県議会議員補欠選挙(高崎市選挙区)について本委員会で定めた事項
- ○群馬県議会議員補欠選挙(高崎市選挙区)に関する開票区の設定の告示

2

2

■選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第65号

令和3年10月6日付けで欠員が生じたことに伴い執行する群馬県議会議員補欠選挙(高崎市選挙区)について、 本委員会で定めた事項は、次のとおりである。

令和3年10月22日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮 下 智 滿

- 1 選挙の期日 令和3年10月31日
- 2 選挙すべき議員数 2人
- 3 選挙長及び同職務代理者

選 長		職務代理者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
高崎市倉渕町権田2661番地6	牧野 耕一郎	高崎市南新波町709番地	曽根 光広

備考:選挙長の事務は、高崎市役所本庁舎の事務室で行う。

- 4 候補者の選挙運動に関する支出金額の制限額 6,760,300円
- 5 候補者がポスター掲示場にポスターを掲示できる日 令和3年10月22日
- 6 選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所

日時 令和3年10月22日 午後6時

場所 高崎市役所本庁舎3階第31会議室

- 7 開票事務と選挙会事務との合同 開票事務は、選挙会の事務に併せて行わない。
- 8 選挙会の日時及び場所

日時 令和3年11月2日 午前10時30分

場所 高崎市役所本庁舎14階第141会議室

◎群馬県選挙管理委員会告示第66号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第18条第2項の規定により、令和3年10月31日執行群馬県議会 議員補欠選挙(高崎市選挙区)に関し、市町村の区域を分けて次のように開票区を設ける。

令和3年10月22日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮 下 智 滿

市町村名	開票区	開票区の区域
高崎市	高崎市第1開票区	第1、第2、第3、第4、第5、第6、第7、第8、第9、第10、第11、第 12、第13、第14、第15、第16、第17、第18、第19、第20、第 21、第22、第23、第24、第25、第26、第27、第28、第29、第 30、第31、第32、第33、第34、第35、第36、第37、第38、第 39、第40、第41、第42、第43、第44、第45、第46、第47、第 48、第49、第50、第51、第52、第53、第54、第55、第56、第 57、第58、第59、第60、第61、第87、第88、第89、第100、

第101、第102、第103、第104、第105、第106、第107、第 108投票区の区域に同じ。
第62、第63、第64、第65、第66、第67、第68、第69、第70、第71、第72、第73、第74、第75、第76、第77、第78、第79、第80、第81、第82、第83、第84、第85、第86、第90、第91、第92、第93、第94、第95、第96、第97、第98、第99投票区の区域に同じ。

毎週火、金曜日発行

発 行 **群 馬 県**

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 電話 027-223-1111